

林政審議会（第 202 回）に向けた森林・林業基本計画（案）へのコメント

立花 敏

第 1 の 1 において、前基本計画に掲げた目標の進捗状況について、その結果およびその理由として考えられる事項、また評価し得る点や残された課題、十分とは言い切れない点が率直に且つ端的に述べられているように感じた。課題等が述べられている点は、PDCA の観点に立ち重要な記述と考えられる。また、前基本計画策定以降の情勢変化等についても、的確にまとめられているように思われる。

「第 1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針」について、当初に行った意見募集の結果やこれまでの林政審での審議等を踏まえ、まず「森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向」として、(1) 森林・林業・木材産業によるグリーン成長、(2) 森林資源の適正な管理及び利用、(3) 「新しい林業」に向けた取組の展開、(4) 木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の向上、(5) 都市等における「第 2 の森林」づくり、(6) 新たな山村価値の創造が挙げられ、また「施策展開に当たっての基本的な視点」として、林業や木材利用に関する現場実装の観点で (2) 新たな技術の積極的な活用が加わった点に特色があり、これまでの審議を踏まえた適当な構成になっていると判断される。

第 1 の 4 について、近年の森林・林業基本計画の変更に関わって進められた経緯等も踏まえると、産官学の連携や協働の促進という観点での記載もあって良いのではないか。（「とりわけ、…」の段落でそれを言わんとしているようにも思われるが。）

「第 3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」の 1 において、(1) 適切な森林施策の確保や (4) 野生鳥獣による被害への対策の推進が加わり、(8) カーボンニュートラル実現への貢献を明示したことも大事な点と考えられる。また、森林経営管理制度や共有者不確知森林制度との関連も考えたものと思われるが、(2) 面的なまとまりをもった森林管理と変更した点も実態に即したものと考えられる。

2 において、(2) 担い手となる林業経営体の育成、(4) 林業従事者の労働環境の改善、(5) 森林保険による損失の補填、(6) 特用林産物の生産振興を項目見出しとして重点を置いた点も、持続的林業を推進する上で重要な点と見做される。なお、「野生鳥獣による被害への対策の推進」においては、他省との連携した施策や取り組みも重要になってくるように思われる。(6) 路網整備の推進において、「既設林道については、改築改良により質的な向上を図る」により注目したい。

3 においても、「暮らしと社会の豊かさ」にも触れながら、(3) 都市等における木材利用の促進、(4) 生活関連分野等における木材利用の促進等が項目立てされ、林政審で出された意見を踏まえた内容になっている。林業の振興や木材利用の推進において取り組みの必要な大径材の活用に触れている点も重要である。また、新たに加わった「5 その他横断的に推進すべき施策」では、(1) デジタル化の推進、(2) 新型コロナウイルス感染症への対応、(3) 東日本大震災からの復興・創生が見出し項目となっている。前 2 項目は現段階において重要な施策になると言える。3 項目目の東日本大震災については、10 年経過したことに伴う変更と思われるが、大震災後の長期に亘る復興・再生の必要性に鑑み、今後においても推進すべき施策として継続されることを望みたい。

4 では、『国民の森林』である国有林野は、森林整備事業や治山事業等と一体的に国有林野事業

として、国自らが責任を持って管理経営し、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。」および「国民の財産である国有林野をより開かれた『国民の森林』として管理経営していくためには、森林・林業や木材利用に対する国民の理解が不可欠である。このことから、国民の多様な意見を把握すべく対話型の取組、多様な主体と連携した国民参加の森林づくりの取組、国有林野の保健・文化・教育・観光的利用を推進する。」に、国有林野の管理・経営に対する方向性に強い意志を感じた。

第4において、林政審における意見が反映され、「1 各種計画等との調和」が加わった点を評価したい。

用語などについてコメント

p.3の「製材合板工場」は「製材・合板工場」もしくは「製材工場・合板工場」のようにすることが適切ではないかと思われる。また、p.3の「原木の年間追加消費量」の「追加」が何を意味するのか理解し難い。

第1の2の冒頭(1)にある「全ての人々が、自然の恵みを受け続けながら、豊かで人間的・文化的な社会経済生活を営むことのできる社会の構築を目指す。このため、国土と自然環境の根幹である森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進する。」について、主語を明確にして「全ての人々が、自然の恵みを受け続けながら、豊かで人間的・文化的な社会経済生活を営むことのできる社会の構築を目指すため、本基本計画において国土と自然環境の根幹である森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進する。」とする方が良いように思われる。今一度の検討をお願いしたい。

(2)についても、「人工林資源の循環利用を推進しつつ、我が国の森林を多様で健全な姿へと誘導していく。このため、林業適地の育成単層林については、適正な伐採と再生林の確保を図る。」を「人工林資源の循環利用を推進しつつ、我が国の森林を多様で健全な姿へと誘導していくため、本基本計画において(or 向こう5年間において)林業適地の育成単層林については、適正な伐採と再生林の確保を図る。」のようにする方が良いように思われる。

p.4の「公共建築物における木造率」は、令和元年度データによると14%となるのではないか。

「〇倍」という表記が散見されるが、「5年間で」のような期間を特定する書き方になっていない箇所も見受けられる。どの期間かが分かる記載にする方が良いと思われる。

p.5の最終行の「構成要素」は「資源」とする方が良いように思われる。

p.7の「木材利用の意義や木材に関する情報等を国民一人一人が共有し、森林を社会全体で支えていこうという気運を醸成していく。」は、「木材利用の意義や木材に関する情報等を国民一人一人が共有する機会を増加させ、森林を社会全体で支えていこうという気運を醸成していく。」のように具体性を持たせるのが良いように思われる。

第3の1の(1)アのゾーニングの記述に関わり、「新しい林業」との関連も念頭におき、「森林態様や林業への適性を踏まえ」のような加筆を行う必要がないかの検討をお願いしたい。